

ID: 245

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	行政財産の使用許可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 230

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	測量成果の複製の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第43条		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【根拠条文】 (測量成果の複製) 第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 231

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)		
法令名 根拠条項	測量法 第44条第1項		
法令番号	昭和24年法律第188号		
【根拠条文】 (測量成果の使用) 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 5002

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にはいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 5012

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法令名 根拠条項	都市計画法 第53条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
【根拠条文】 (建築の許可) 第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 政令で定める軽易な行為 (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 (4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの (5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの 2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。 3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。	
【基準】 根拠条文、法第54条及び第55条の規定による。 (許可の基準) 第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。 (1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。 (2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 (3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。 イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 (許可の基準の特例等)	

- 第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。
- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
 - 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
 - 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 5014

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (建築等の制限) 第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かななければならない。 3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1818

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	都市計画協力団体の指定		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の5第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【根拠条文】 (都市計画協力団体の指定) 第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の業務) 第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力をを行うこと。 (2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。 (3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。 (5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1764

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の認可
法令名称 根拠条文	都市再生特別措置法 第80条の3第4項
法令番号	平成14年法律第22号
<p>【根拠条文】</p> <p>(低未利用土地利用促進協定の締結等)</p> <p>第80条の3 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第81条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。)又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第80条の8第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあっては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあっては景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 (2) 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項 (3) 低未利用土地利用促進協定の有効期間 (4) 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置 <p>2 低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>(低未利用土地利用促進協定の認可)</p> <p>第80条の4 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 	

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1765

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の5		
法令番号	平成14年法律第22号		
【根拠条文】 (低未利用土地利用促進協定の変更) 第80条の5 第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1922

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第47条第1項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【根拠条文】 (所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定) 第47条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。 3 推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日